

特別養護老人ホーム龍郷の里 短期・予防 ご利用料金

●利用料金(介護予防短期入所生活介護)

■令和8年6月1日～

※居宅、滞在及び食事の提供に係る利用料に関するガイドラインより基準費用額を定めています。

区分	所得段階	一日あたりの自己負担金			
		介護保険料 (1割負担の場合)	食費	室料	計 (円)
要支援 1	1	529	300	880	1,709
	2		600	880	2,009
	3		1,000	1,370	2,899
			1,300	1,370	3,199
	4		1,445	2,066	4,040
要支援 2	1	656	300	880	1,836
	2		600	880	2,136
	3		1,000	1,370	3,026
			1,300	1,370	3,326
	4		1,445	2,066	4,167

※所得に応じ、1～3割負担あり。

※第1段階～第3段階の軽減適用を受けるには、市町村の発行す「介護保険負担限度額認定証」等が必要です。

●利用料金(短期入所生活介護)

※居宅、滞在及び食事の提供に係る利用料に関するガイドラインより基準費用額を定めています。

区分	所得段階	一日あたりの自己負担金			
		介護保険料 (1割負担の場合)	食費	室料	計 (円)
要介護 1	1	704	300	880	1,884
	2		600	880	2,184
	3		1,000	1,370	3,074
			1,300	1,370	3,374
	4		1,445	2,066	4,215
要介護 2	1	772	300	880	1,952
	2		600	880	2,252
	3		1,000	1,370	3,142
			1,300	1,370	3,442
	4		1,445	2,066	4,283
要介護 3	1	847	300	880	2,027
	2		600	880	2,327
	3		1,000	1,370	3,217
			1,300	1,370	3,517
	4		1,445	2,066	4,358
要介護 4	1	918	300	880	2,098
	2		600	880	2,398
	3		1,000	1,370	3,288
			1,300	1,370	3,588
	4		1,445	2,066	4,429
要介護 5	1	987	300	880	2,167
	2		600	880	2,467
	3		1,000	1,370	3,357
			1,300	1,370	3,657
	4		1,445	2,066	4,498

※所得に応じ、1割～3割負担あり。

※第1段階～第3段階の軽減適用を受けるには、市町村の発行する「介護保険負担限度額認定証」等が必要です。

●加算料金

※自己負担金に下記の加算料金が加算される場合があります。

加算種類	概要	自己負担額(1日)
送迎加算(片道)	送迎を利用された場合に加算されます。	184円
機能訓練指導加算	機能訓練指導員を配置した上で、個別に計画を作成し、機能訓練を提供した場合に加算されます。	12円
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に加算されます。	1食あたり、8円
夜勤職員配置加算	夜勤を行う介護職員・看護職員の人数が最低基準を1名以上上回って配置した場合に加算されます。	18円
介護職員処遇改善加算(Ⅰイ) 1月につき + 所定単位 × 163/1000 (16.3%)		

●その他の費用(自己負担金)

日常生活品・嗜好品の購入費	実費
予防接種料金	医療機関が定めた額
医療費(通院費・入院費等)	医療保険制度による自己負担金分
教養娯楽費(個人ごとの新聞等)	実費
クラブ活動費(個人ごとの選択)	実費
理美容費	実費

■低所得者の食費・居住費の負担軽減(補足給付)のしくみ

対象者	と負担軽減の対象	利用者負担段階	主な対象者	
		第1段階	・生活保護受給者 ・市町村民税非課税世帯で、老齢年金受給権者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
		第2段階	・市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
		第3段階①	・市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年80万円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
		第3段階②	・市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下
		第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者	

※公的年金等収入金額(非課税年金を含みます。)+その他の合計所得金額。